

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公表番号】特表2002-526990(P2002-526990A)

【公表日】平成14年8月20日(2002.8.20)

【出願番号】特願2000-573082(P2000-573082)

【国際特許分類】

H 04 N	3/18	(2006.01)
G 09 G	1/00	(2006.01)
G 09 G	1/28	(2006.01)

【F I】

H 04 N	3/18	D
G 09 G	1/00	W
G 09 G	1/28	A

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月8日(2006.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ディスプレイ装置内でビーム電流を生成し、これを制御する陰極と陽極とを有するビデオ・ディスプレイ装置に於いて、

ビデオ信号源と、

前記ビデオ信号源と前記陰極とに結合されており、更に、駆動回路電源に結合されており、陰極電圧がビデオ信号と該駆動回路電源とに応じて前記陰極に発生するようにする駆動回路と、

前記陽極に結合されており、前記ディスプレイ装置内に高電圧加速電位を供給する高電圧電源と、

前記駆動回路電源と前記高電圧電源とに結合されており、前記駆動回路電源の電圧が閾値レベルを下回ると、前記高電圧電源を停止させる遮断回路と、

から成る、保護回路。

【請求項2】前記駆動回路が集積回路上に設けられ、前記駆動回路電源が少なくとも+215Vの電圧を供給する、請求項1記載の保護回路。

【請求項3】前記遮断回路が、前記駆動回路電源の出力電圧が前記閾値レベルを下回る時に第1の状態にラッチする自己バイアス・ラッチ回路から成る、請求項1記載の保護回路。

【請求項4】前記駆動回路電源が第1と第2の駆動回路電源から成り、前記第1の駆動回路電源の電圧が第1の閾値レベルを下回ると、或いは、前記第2の駆動回路電源の電圧が第2の閾値レベルを下回ると、前記遮断回路が前記高電圧電源を停止させる、請求項1記載の保護回路。

【請求項5】前記第1と第2の駆動回路電源に応じた複合出力を供給する複合感知節点を更に有し、前記複合出力が別の閾値レベルを下回ると、前記遮断回路が前記高電圧電源を停止させる、請求項4記載の保護回路。

【請求項6】前記駆動回路が複数の駆動回路から成り、その複数の駆動回路の各々はそれぞれに対応するビデオ信号源とそれぞれに対応する陰極とに関連付けられており、前記複数の駆動回路の前記第1或いは第2の駆動回路電源の何れかが、それぞれに対応す

る前記第1或いは第2の閾値レベルを下回ると、前記遮断回路が前記高電圧電源を停止させる、請求項4記載の保護回路。

【請求項7】 前記遮断回路が、前記駆動回路電源のどちらかの電圧がそれに対応する前記閾値レベルを下回る時に第1の状態にラッチする自己バイアス・ラッチ回路から成る、請求項4記載の保護回路。

【請求項8】 前記駆動回路電源が第1の回路ボードに設けられ、前記駆動回路が第2の回路ボードに設けられ、前記高電圧電源が第3の回路ボードに設けられている、請求項4記載の保護回路。

【請求項9】 前記遮断回路に結合されているX線保護感知器を更に有し、前記X線保護感知器の出力が別の閾値レベルを超えると、前記遮断回路が前記高電圧電源を停止させる、請求項1記載の保護回路。

【請求項10】 前記遮断回路が、前記X線保護感知器に結合されている自己バイアス・ラッチ回路から成り、前記駆動回路電源の電圧が閾値レベルを下回る時に前記自己バイアス・ラッチ回路が第1の状態にラッチする、請求項9記載の保護回路。

【請求項11】 ビーム電流を生成し、これを制御する陰極および陽極と、  
ビデオ信号源と、

前記ビデオ信号源と前記陰極とに結合されており、更に、駆動回路電源に結合されており、陰極電圧がビデオ信号と前記駆動回路電源とに応じて前記陰極に発生するようにする駆動回路と、

前記陽極に結合されており、ディスプレイ装置内に高電圧加速電位を供給する高電圧電源と、

前記駆動回路電源と前記高電圧電源とに結合されており、前記駆動回路電源の電圧が閾値レベルを下回ると、前記高電圧電源を停止させる遮断回路と、

から成る、ビデオ・ディスプレイ装置。

【請求項12】 前記駆動回路が集積回路上に設けられ、前記駆動回路電源が少なくとも+215Vの電圧を供給する、請求項11記載のビデオ・ディスプレイ装置。

【請求項13】 前記遮断回路が、前記駆動回路電源の出力電圧が前記閾値レベルを下回る時に第1の状態にラッチする自己バイアス・ラッチ回路から成る、請求項11記載のビデオ・ディスプレイ装置。

【請求項14】 前記駆動回路電源が第1と第2の駆動回路電源から成り、前記第1の駆動回路電源の電圧が第1の閾値レベルを下回ると、或いは、前記第2の駆動回路電源の電圧が第2の閾値レベルを下回ると、前記遮断回路が前記高電圧電源を停止させる、請求項11記載のビデオ・ディスプレイ装置。

【請求項15】 前記第1と第2の駆動回路電源に応じた複合出力を供給する複合感知節点を更に有し、前記複合出力が別の閾値レベルを下回ると、前記遮断回路が前記高電圧電源を停止させる、請求項14記載のビデオ・ディスプレイ装置。

【請求項16】 前記遮断回路が、前記駆動回路電源のどちらかの電圧がそれに対応する前記閾値レベルを下回る時に第1の状態にラッチする自己バイアス・ラッチ回路から成る、請求項14記載のビデオ・ディスプレイ装置。

【請求項17】 前記遮断回路に結合されているX線保護感知器を更に有し、前記X線保護感知器の出力が別の閾値レベルを超えると、前記遮断回路が前記高電圧電源を停止させる、請求項11記載のビデオ・ディスプレイ装置。

【請求項18】 前記遮断回路が、前記X線保護感知器に結合されている自己バイアス・ラッチ回路から成り、前記駆動回路電源の電圧が閾値レベルを下回る時に前記自己バイアス・ラッチ回路が第1の状態にラッチする、請求項17記載のビデオ・ディスプレイ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0017】

C R T 1 0 0 は、受像管駆動ボード 2 0 からの駆動信号と電源ボード 2 2 からの高電圧とに応じてビデオ表示を行う。C R T 1 0 0 の各陰極は、その各陰極それぞれに対する受像管駆動ボード 2 0 からの出力によって駆動される。各陰極には、その各陰極それぞれに対する接続ケーブルが必要であるが、ここでは、接続ケーブル 3 4 によって各陰極それぞれに対する上記出力を表している。高電圧電源 2 6 は、接続ケーブル 3 3 を介して C R T 1 0 0 に結合されている。